

## 東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況

- 消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画
- 東京都消費生活基本計画の一部としての位置づけ
- 計画期間は東京都消費生活基本計画と同じ5年間(平成25年度から29年度まで)

### 【主な取組状況(平成25年度)及び取組予定(平成26年度)】

番号	施策名	主な取組状況(平成25年度)	主な取組予定(平成26年度)	参考 資料① 掲載 ページ
1-1-2	従業員に対する消費者教育の促進	・悪質商法の実態と対処方法等をテーマに新入社員向け講座を実施(13回) ・悪質商法、ネットトラブルの事例と対処方法等をテーマに中堅社員向け講座を実施(14回)	・企業等に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施	118
1-2-3 (2-2-4)	学校教員向けの講座	・教員講座を開催(講義13回、実験実習3回) ・消費者問題のほか、関連分野も含め幅広くテーマを設定し、授業に役立つ具体的な手法や内容を取り入れて実施	・学校での消費者教育に役立つ内容のテーマを幅広く設定するとともに、ワークショップ等、実践力が身に付く講座も取り入れて実施	123
1-3-1	区市町村の消費者教育推進への支援	・区市が実施するイベント等において、啓発グッズの提供や啓発効果を高めるための広報協力等を実施 ・区市町村が実施する出前講座でテーマ、日程、対象者等調整が困難な場合、都が東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を派遣し、講座の実施を支援(35回)	・区市町村の消費者教育推進の取組への支援について、積極的に実施 ・区市町村に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座活用の働きかけを実施	126
2-1-3	子育て支援団体とのネットワークを活用した啓発	・子育て支援団体との共催により「子供の安全フォーラム＆ワークショップ」を実施、講演やトーク、ワークショップのほか、子供の安全に関する模型、パネル等の展示を実施	・子育て支援団体等との協働により、子供の安全に関するシンポジウムやワークショップ等を実施	133
2-2-2	学校向け出前講座	・学校に、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を講師として派遣し、児童・生徒向け悪質商法被害防止の出前講座を実施(35回)	・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を講師として派遣し、児童・生徒向け悪質商法被害防止の出前講座を実施	136
2-3-2	消費者教育用教材の作成・活用	・SNSでの出会いを悪用した悪質商法に関する被害防止、専門機関への相談の重要性、加害者にならないための視点を盛り込んだ若者向けDVDを作成し、大学、短大、専修学校、区市町村等に配布 ・授業や短時間の研修にも対応できる、代表的な悪質商法の手口の解説と被害未然防止のアドバイス、クーリング・オフの説明、相談先をまとめたリーフレットを作成	・成人後に特に必要になると思われる知識(クレジットカードの利用等)をまとめた教材の作成を検討	147
2-4-1	消費生活講座	・身近で話題性のあるテーマを設定し、大規模講座(3回)、実験実習講座を飯田橋会場、立川会場(各8回)で実施 ・多摩消費生活センターで、食育講座(12回)、消費者問題連続講座(12回)、親子夏休み講座(10回)を実施	・消費生活講座として大規模講座、実験実習講座を各会場で実施 ・多摩消費生活センターで、食育講座、消費者問題連続講座、親子夏休み講座を実施	154
2-5-2	介護事業者向け出前講座	・介護事業者向け出前講座を年間150件実施 ・居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、地域包括支援センター、社会福祉協議会(計約6,000箇所)に出前講座を周知	・介護事業者向け出前講座を年間200件実施	161

## 東京都消費者教育アクションプログラム (平成26年度版)の概要

- 東京都消費者教育推進計画の都が実施する具体的な取組を掲載
- プログラムの内容は、東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえ、毎年度見直し
- 「新たに連携する団体の数」「消費者教育推進地域協議会等を設置している区市町村数」については、平成27年度の到達目標を設定し進捗状況を確認(表1)
- 具体的な取組については平成26年度版は25年度版を概ね踏襲。新規取組は3項目(表2)
- 具体的な取組等の平成25年度の主な実績については本文巻末で紹介

### (表1)【平成27年度の到達目標と実績】

到達目標内容	到達目標数 (平成27年度)	実績 (平成26年3月末現在)
新たに連携する団体の数  【参考】既連携実施団体数(到達目標設定時) 48団体(消費者団体31、事業者・事業者団体1、大学7、試験研究機関2、その他7)	30団体	28団体 (事業者・事業者団体11、民間ADR機関12、大学3、その他2)
消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置している区市町村の数	10区市町村	2区市町村 (千代田区・葛飾区)

### (表2)【具体的な取組(平成26年度版からの新規取組)】

世代・テーマ等	都が実施する具体的な取組		掲載 ページ
2 区市町村への支援	○区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援	・区市町村のニーズを把握し、区市町村の推薦する者を消費者問題マスター講座受講生として優先的に受け入れを行うこと等、区市町村支援について検討	4
4 高齢者の消費者被害の防止	○地域における高齢者見守りのネットワークづくり支援	・高齢者の身近で継続的に見守りを担い、相談窓口の周知や被害防止のための情報提供などを行う人材の育成策などについて検討を進めるとともに調査等を実施	9
5 子供の安全の確保	○子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発	・安全に配慮した商品見本市を開催し、商品安全に関するセミナー・ワークショップ、事業者によるプレゼンテーション等を実施するとともに、展示された商品や機能をデータベース化し、WEB上で紹介	10